

北関東防衛局達第36号  
改正 平成25年 5月16日北関東防衛局達第 6号  
改正 平成27年10月 1日北関東防衛局達第 7号

広報委員会の設置等に関する達を次のように定める。

平成19年11月27日

北関東防衛局長 徳地 秀士

#### 広報委員会の設置等に関する達

##### (目的)

第1条 この達は、北関東防衛局（以下「局」という。）における広報活動（防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号。以下「訓令」という。）第2条に規定する広報活動をいう。以下同じ。）の効果的かつ適正な実施に資するため所要の体制を整備するとともに、広報活動及び地方協力確保事務（地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保のための施策の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第55号）第2条第1号に規定する地方協力確保事務をいう。以下同じ。）の連携に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### (広報委員会の設置等)

第2条 局に、当分の間、広報委員会を置く。

2 広報委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自主的広報活動の実施計画（訓令第6条に規定する実施計画をいう。）の案の作成に関すること。

(2) 個別の広報活動に関する基本的事項に関すること。

(3) 第3条第2項の規定による協議その他の広報活動及び地方協力確保事務の連携に関すること。

(4) 前各号に定めるもののほか、広報活動に係る基本的事項に関すること。

3 広報委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。ただし、委員長は、必要と認めるときは、他の職員を参加させることができる。

(1) 委員長は、総務部長をもって充てる。

(2) 委員は、部次長、防衛補佐官、会計監査官、総務課長、会計課長、地方調整課長、地方協力基盤整備課長、調達計画課長、業務課長、装備企画課長及び報道官をもって充てる。

4 委員長は、必要の都度、広報委員会を招集し、広報委員会を主宰する。また、その事務について北関東防衛局長に報告するものとする。

5 広報委員会の庶務は、広報室（広報室の設置に関する達（平成19年北関東防衛局達第7号）第1条に規定する広報室をいう。）において処理するものとする。

##### (広報活動及び地方協力確保事務の連携)

第3条 地方協力確保事務の実施に関し、地方調整課長及び地方協力基盤整備課長は、報道官に対し、広報活動の実施について必要な協力を求めることができる。

2 報道官は、前項の規定によりなされた協力の求めに応ずることができないとき又はその求めに応ずるためには複数の部課等との調整を要するとき、その他必要な場合において、広報委員会に対し、その取り扱いについて協議することを求めることができる。

3 報道官は、前項に規定する広報委員会の協議において、協力することが適切ではないと判断された場合を除き、第1項の規定による求めに応じ、必要な広報活動を実施しなければならない。

##### (職員の取組等)

第4条 局の職員は、部外者に対する対応において、局を代表して対応することの重要性及び広報の意義を十分に認識し、親切・丁寧な対応を心掛けなければならない。

2 総務課及び各課等（地方防衛事務所及び出張所を含む。）の長は、部外者に対する対応が親切・丁寧なものとなるよう、その所属の職員に対し、必要な教育を行わなければならない。

（雑則）

第5条 この達の実施に関し必要な細部事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年11月27日から施行する。

附 則（平成25年5月16日北関東防衛局達第6号）

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成27年10月1日北関東防衛局達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。